



# 2024年4月から 労働条件明示のルール が変わります

詳しくは裏面や  
厚生労働省ホームページ  
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

| 明示のタイミング                               | 新しく追加される明示事項  |
|--|---|
| 全ての労働契約の締結時と<br>有期労働契約の更新時             | 1. <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>   |
| 有期労働契約の<br>締結時と更新時                     | 2. <b>更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容</b><br>併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <b>あらかじめ</b> 説明が必要になります。                          |
| 無期転換ルール※に基づく<br>無期転換申込権が発生する<br>契約の更新時 | 3. <b>無期転換申込機会</b><br>4. <b>無期転換後の労働条件</b><br>併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。 |

※ 同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門

電話：043-306-1860 FAX：043-224-7675